

提供年月日	令和7年3月24日
担当部課	政策調整部 企画調整課
担当者	田中
連絡先電話番号	077-587-6039

## 第2次野州市総合計画 後期基本計画の策定方針について

### 1. 策定の趣旨

本市では、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための最上位計画である第2次野州市総合計画(令和3年4月～令和13年3月)に基づき、めざす将来都市像『多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち ～笑顔あふれる にじいろ都市 やす～』の実現に向けた市政運営を進めています。

当計画の策定以降、従来から問題提起されている少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな生活様式への対応や、物価の高騰、また、全国各地での自然災害の多発等により、本市を取り巻く環境は急速に変化しており、また、直面する課題も多岐に渡っています。

このような社会経済情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、これまで取り組んできた事業を成長の土台として生かすとともに、市民との協働、産官学の連携等により柔軟な発想のもと、計画的・効率的な市政運営が求められます。

こうした中、総合計画を構成している前期基本計画が令和7年度をもって期間満了となることから、令和8年度から令和12年度までの5年間のまちづくりの指針として後期基本計画を策定するものです。

### 2. 策定にあたっての基本的な考え方

#### ① 前期基本計画をベースに策定すること

総合計画は、PDCA サイクル(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善)に基づく進捗管理を行うため、内部評価(庁内)及び総合計画・総合戦略評価委員会(外部)による検証を毎年度行っており、前期基本計画の進捗状況やこれまでの評価結果等を踏まえて策定します。

#### ② 社会経済情勢の変化に対応すること

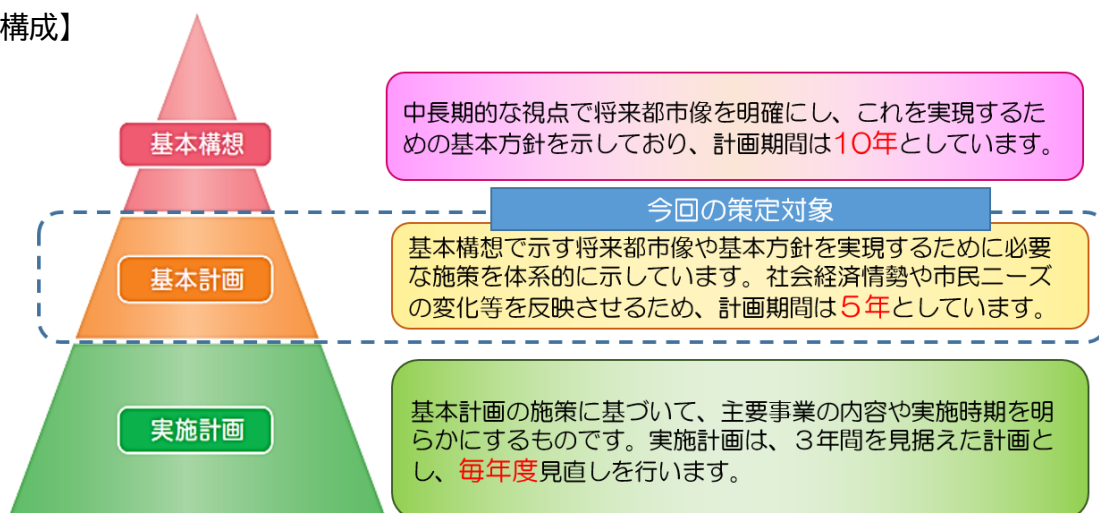
前期基本計画策定時(令和元年度から2年度)以降の、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化、デジタル化の加速、物価の高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえて策定します。

#### ③ 市民意向の変化に対応すること

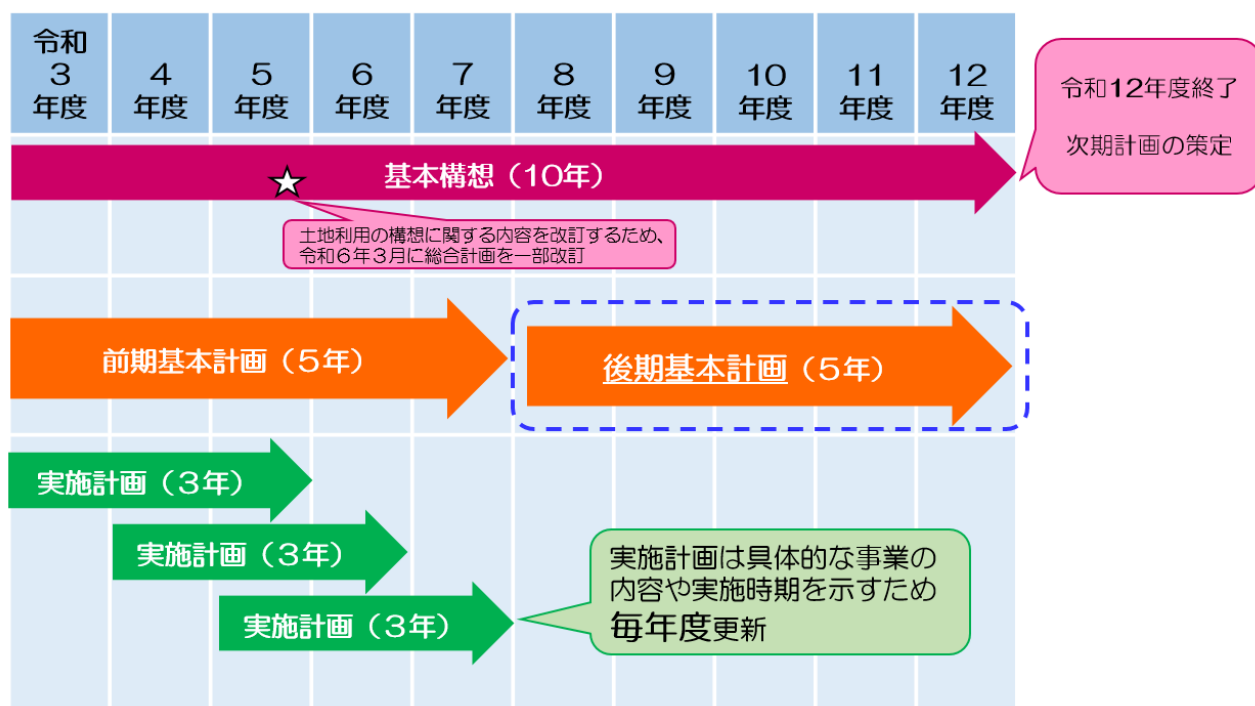
上記②のような社会経済情勢の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観は変容しており、市民アンケートや市民懇談会、パブリックコメント等の手法を用いて幅広く市民の意向を捉え、策定します。

### 3. 第2次野洲市総合計画の構成及び期間

#### 【構成】



#### 【計画期間】



### 4. 策定体制

#### (1) 総合計画審議会(附属機関)

学識経験者や公共的団体の役員、公募委員等をもって30人以内で組織し、市長の諮問に応じて総合計画の策定または改訂に関し必要な調査及び審議を行います。

#### (2) 総合計画・総合戦略評価委員会(附属機関)

学識経験者、関係団体の代表、関係する行政機関の職員及び公募委員等をもって10名以内で組織し、総合計画及び総合戦略に基づく施策の推進及び効果の検証を行います。

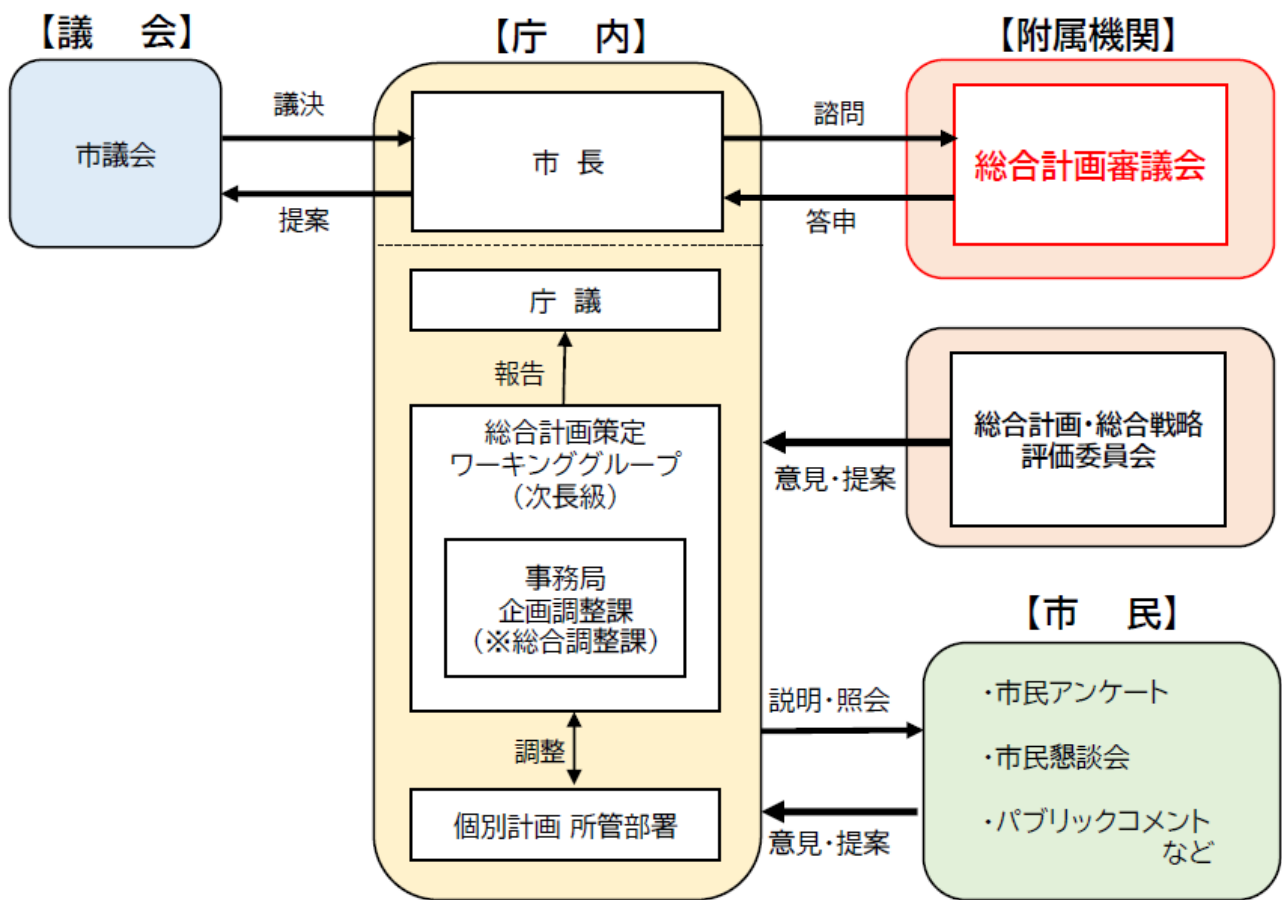
### (3) 総合計画策定ワーキンググループ(庁内体制)

次長級の職員をもって組織し、総合計画の策定における各分野の課題抽出及び調査研究や施策の検討、その他総合計画の策定に関して必要と認められる事項について調整及び検討を行います。

### (4) 市民参加

市民アンケートや市民懇談会、パブリックコメント等の手法を用いて幅広く市民の意向を踏まえた上で、策定作業を進めます。

#### 【策定体制のイメージ図】



※令和7年4月以降の組織再編後の課名

## 5. 策定スケジュール

第2次野洲市総合計画 前期基本計画の計画期間が令和7年度末までであり、また、野洲市議会基本条例により総合計画は市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画として議決が必要と定められています。このことから、所定の手続きを経た上で、次ページのとおり令和8年3月31日までに後期基本計画の策定を行います。